

住民票・印鑑証明等の請求書

令和 年 月 日

志布志市長 殿

※ 請求には本人確認資料が必要です。
その他の注意事項は、裏面に記載されています。

請求者 (窓口に来た方)		住所	市・郡	番地	
		(電話番号 — —)		生年月日	
		氏名			
		(自署の場合押印不要) 大・昭・平・令 年 月 日			
住	必要な住民票等の表示	住所 <input type="checkbox"/> 請求者と同じ (同じ場合は□に印を付けて下さい。)			
		志布志市	町	番地	
		生年月日			
		大・昭・平・令 年 月 日			
民	住民票に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 (夫または妻) <input type="checkbox"/> 子または父母 <input type="checkbox"/> その他の同居者 ()			
		※請求者が上記に該当しない場合には、下記のいずれかにチェックをつけた上で、請求理由を詳細に記入して下さい。			
票	請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 請求の理由 (具体的に) <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関提出 提出先 () <input type="checkbox"/> その他			
		権限書類			
		<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()			
関係	証明書の種類	※ 何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。			
		住民票謄本 (世帯全員分)	通	住民票抄本 (個人分)	通
		記載事項証明書	通	臨時運行許可申請	通
		広域交付住民票	通	その他	件
特別の請求事項		1. 世帯主・続柄 2. 本籍・筆頭者 3. 備考 4. マイナンバー 5. その他 ()			
印鑑証明	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ (住所・氏名・生年月日が同じ場合は□に印を付けて下さい。)				
	※印鑑登録証 (市民カード等) をご提示ください。				
	住所	<input type="checkbox"/> 松山 <input type="checkbox"/> 志布志 町 番地 <input type="checkbox"/> 有明	<input type="checkbox"/> 松山 <input type="checkbox"/> 志布志 町 番地 <input type="checkbox"/> 有明		
	氏名				
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日		
登録証番号		枚		枚	
市民カード		印鑑登録		印鑑変更	
				個人番号カード	
市町村 使用欄	本人確認	免・パ・個・身・在・保・その他 ()		交付	
				手数料	

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

- (1) 権利の行使・義務履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために住民票等の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
住民票等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合
住民票等の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることができます。

3. 本人確認書類について

請求される方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。（郵送請求の方はコピーの同封をお願いいたします。）

4. 権限確認書類(委任状)等について

請求される方が、代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

5. 押印の要否について

交付請求書には、請求される方の署名又は記名押印が必要です。

6. 郵送請求の返送先

郵送請求の場合、請求される方の住所（住民票に登録している住所）にしか返送できませんのでご注意ください。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、住民票等の交付を受けた者は、罰則（30万円以下の罰金）が科せられます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。